

国地契第81号
国官技第470号
国営整第173号
令和2年3月31日

各 地 方 整 備 局 総務部長 殿
 企画部長 殿
 営繕部長 殿
国土技術政策総合研究所 総務部長 殿
国 土 地 理 院 総務部長 殿

大臣官房
地 方 課 長
技 術 調 査 課 長
官庁営繕部整備課長
(公印省略)

「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」
等の一部改正について

「土木設計業務等委託契約書の制定について」の一部改正について(令和2年3月24日付け国地契第68号、国北予第52号)、「建築設計業務委託契約書の制定について」の一部改正について(令和2年3月27日付け国地契第71号、国北予第54号)、「建築工事監理業務委託契約書の制定について」の一部改正について(令和2年3月30日付け国地契第72号、国北予第55号)及び「発注者支援業務等委託契約書の制定について」の一部改正について(令和2年3月30日付け国地契第73号、国北予第56号)により、契約書(「土木設計業務等委託契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号)、「建築設計業務委託契約書の制定について」(平成10年10月1日付け建設省契発第37号)、「建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成13年2月15日付け国官地第3-2号)又は「発注者支援業務等委託契約書の制定について」(平成24年1月10日付け国地契第22号、国北予第8号)の別冊をいう。以下同じ。)に第5条第3項及び第4項の規定が追加され、これらの条項を契約書に記載することが可能となったことを踏まえ、「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」(平成6年6月21日付け建設省厚発第271号、建設省技調発第137号)及び「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」(平成8年9月26日付け建設省厚発第39号、建設省技調発第170号)の一部を次のとおり改正することとしたので、遺漏無きよう措置されたい。

記

1. 「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第271号、建設省技調発第137号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後 記	改正前 記
<p>2 参加表明書の提出</p> <p>(1) <u>地方整備局長</u>又は事務所長（以下「<u>地方整備局長等</u>」という。）は、1に掲げる対象業務を発注しようとする場合は、本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出を求めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 参加表明書の内容</p> <p>参加表明書には、当該業務の特性に応じて<u>地方整備局長等</u>が次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) その他<u>地方整備局長等</u>が必要と認める事項</p> <p>4 手続開始の公示</p> <p>(1) <u>地方整備局長等</u>は、参加表明書の提出を求める場合には、官報に次に掲げる事項を公示するものとする。</p> <p>①～⑭ (略)</p> <p>⑮ その他<u>地方整備局長等</u>が必要と認める事項</p> <p>5 入札説明書の交付</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入札説明書には、4(1)(4(1)④を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ その他<u>地方整備局長等</u>が必要と認める事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>6 入札参加者の選定</p> <p>(1) <u>地方整備局長等</u>は、参加表明書の審査を行い、審査の結果を踏まえ、選定要領第15の指名基準に基づき、参加表明書を提出した者の中から当該業務の競争入札に参加する者を入</p>	<p>2 参加表明書の提出</p> <p>(1) <u>地方建設局長</u>又は事務所長（以下「<u>地方建設局長等</u>」という。）は、1に掲げる対象業務を発注しようとする場合は、本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出を求めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 参加表明書の内容</p> <p>参加表明書には、当該業務の特性に応じて<u>地方建設局長等</u>が次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) その他<u>地方建設局長等</u>が必要と認める事項</p> <p>4 手続開始の公示</p> <p>(1) <u>地方建設局長等</u>は、参加表明書の提出を求める場合には、官報に次に掲げる事項を公示するものとする。</p> <p>①～⑭ (略)</p> <p>⑮ その他<u>地方建設局長等</u>が必要と認める事項</p> <p>5 入札説明書の交付</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入札説明書には、4(1)(4(1)④を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ その他<u>地方建設局長等</u>が必要と認める事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>6 入札参加者の選定</p> <p>(1) <u>地方建設局長等</u>は、参加表明書の審査を行い、審査の結果を踏まえ、選定要領第15の指名基準に基づき、参加表明書を提出した者の中から当該業務の競争入札に参加する者を入</p>

札・契約手続運営委員会の議を経て、指名するものとする。

- (2) 地方整備局長等は、(1)の参加表明書の審査を行うため、特定手続通達記6(1)の建設コンサルタント選定委員会を活用するものとする。
- (3) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第97条第2項の規定に基づく指名通知は、7の入札公示の日においてするものとする。ただし、7の入札公示に係る参加表明書を提出した者については、開札の時までに、指名競争参加資格(当該地方整備局において、対象業務に係る業務区分について、選定要領に基づき認定されるものをいう。以下同じ。)が認定された場合において、指名されるために必要な要件を満たしていると認められるときに限り、当該認定後速やかに指名通知をするものとする。

7 入札公示

- (1) 地方整備局長等は、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第7条第1項の規定に基づき、入札書の受領期限の前日から起算して少なくとも40日前に官報に4(1)に掲げる事項を公示するものとする。

(2)～(4) (略)

8 非指名理由の説明

- (1) 地方整備局長等は、参加表明書を提出した者のうち当該業務について指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由(以下「非指名理由」という。)書面により通知するものとする。

- (2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。)以内に、書面により、地方整備局長等に対して非指名理由についての説明を求めることができるものとする。

- (3) 地方整備局長等は、非指名理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

(4)・(5) (略)

- (6) 地方整備局長等は、(3)の回答内容を入札・契約手続運営委員会に報告するものとする。

9～12 (略)

13 その他

- (1) (略)

札・契約手続運営委員会の議を経て、指名するものとする。

- (2) 地方建設局長等は、(1)の参加表明書の審査を行うため、特定手続通達記6(1)の建設コンサルタント選定委員会を活用するものとする。
- (3) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第97条第2項の規定に基づく指名通知は、7の入札公示の日においてするものとする。ただし、7の入札公示に係る参加表明書を提出した者については、開札の時までに、指名競争参加資格(当該地方建設局において、対象業務に係る業務区分について、選定要領に基づき認定されるものをいう。以下同じ。)が認定された場合において、指名されるために必要な要件を満たしていると認められるときに限り、当該認定後速やかに指名通知をするものとする。

7 入札公示

- (1) 地方建設局長等は、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第7条第1項の規定に基づき、入札書の受領期限の前日から起算して少なくとも40日前に官報に4(1)に掲げる事項を公示するものとする。

(2)～(4) (略)

8 非指名理由の説明

- (1) 地方建設局長等は、参加表明書を提出した者のうち当該業務について指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由(以下「非指名理由」という。)書面により通知するものとする。

- (2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。)以内に、書面により、地方建設局長等に対して非指名理由についての説明を求めることができるものとする。

- (3) 地方建設局長等は、非指名理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

(4)・(5) (略)

- (6) 地方建設局長等は、(3)の回答内容を入札・契約手続運営委員会に報告するものとする。

9～12 (略)

13 その他

- (1) (略)

(2) 地方整備局長等は、落札者が参加表明書に記載した配置予定の技術者が対象業務に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。

(別添1)

手続開始の標準公示例及び標準入札公示例
(略)

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長 〇〇 〇〇

(略)

1 業務概要

(1)～(3) (略)

(4) 履行期限 令和〇年〇月〇日

2 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

① (略)

② 〇〇地方整備局における〇〇業務に係る指名競争参加資格の認定を受けていること。

(2) 入札参加者を選定するための基準

〇〇地方整備局建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、保有する技術職員の状況、同種又は類似の業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒000 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇〇〇〇
地方整備局総務部契約課〇〇係電話 0000 —
00—0000 ファクシミリ 0000—00—0000

(2) 指名競争参加資格の申請の時期及び場所

上記 2(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」(令和〇年〇月〇日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示)別記に掲げる当該者(当該者が設計共同体である場合においては、その代表者。)の本店所在地(日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。)の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。

[また、当該者が参加表明書を提出したときに限り、〇〇地方整備局総務部契約課(〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇電話〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇)においても当該指名競争参加資格の認定に係る申請を

(2) 地方建設局長等は、落札者が参加表明書に記載した配置予定の技術者が対象業務に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。

(別添1)

手続開始の標準公示例及び標準入札公示例
(略)

平成〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

〇〇地方建設局長 〇〇 〇〇

(略)

1 業務概要

(1)～(3) (略)

(4) 履行期限 平成〇年〇月〇日

2 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

① (略)

② 〇〇地方建設局における〇〇業務に係る指名競争参加資格の認定を受けていること。

(2) 入札参加者を選定するための基準

〇〇地方建設局建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、保有する技術職員の状況、同種又は類似の業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒000 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇〇〇〇
地方建設局総務部契約課〇〇係電話 0000 —
00—0000 ファクシミリ 0000—00—0000

(2) 指名競争参加資格の申請の時期及び場所

上記 2(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」(平成〇年〇月〇日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示)別記に掲げる当該者(当該者が設計共同体である場合においては、その代表者。)の本店所在地(日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。)の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。

[また、当該者が参加表明書を提出したときに限り、〇〇地方建設局総務部契約課(〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇電話〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇)においても当該指名競争参加資格の認定に係る申請を

受け付ける]

(3) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで 電子入札システムにより交付する。なお、これにより難しい場合は、(1)に掲げる担当部局に照会すること。

(4) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定を受けている者とする。なお、令和〇年〇月〇日において当該資格の認定を受けていない者については、後日行う予定の入札公示に示すところに従い参加表明書を提出することができる。
[「令和〇年〇月〇日」については、手続開始の公示の日を記載する。]

〔(4) 参加表明書を提出できる者の範囲

令和〇年〇月〇日において、上記2(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定を受けていない者とする。[「令和〇年〇月〇日」については、手続開始の公示の日を記載する。]

(5) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

令和〇年〇月〇日 00時00分 上記3(1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電送すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

令和〇年〇月〇日 00時00分（ただし、郵便による入札の受領期限は、令和〇年〇月〇日 00時00分）〇〇地方整備局〇〇〇（ただし、郵便による入札の提出場所は、〇〇地方整備局総務部契約課）持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

4 その他

(1) (略)

(2) 入札保証金及び契約保証金

① (略)

② 契約保証金納付（保管金の取扱店〇〇〇）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店〇〇〇）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁〇〇地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
(略)

受け付ける]

(3) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで 〒000 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇 〇〇建設弘済会 電話 0000—00—0000 交付に当たっては、0,000円を徴収する。

(4) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定を受けている者とする。なお、平成〇年〇月〇日において当該資格の認定を受けていない者については、後日行う予定の入札公示に示すところに従い参加表明書を提出することができる。
[「平成〇年〇月〇日」については、手続開始の公示の日を記載する。]

〔(4) 参加表明書を提出できる者の範囲

平成〇年〇月〇日において、上記2(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定を受けていない者とする。[「平成〇年〇月〇日」については、手続開始の公示の日を記載する。]

(5) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

平成〇年〇月〇日 00時00分 上記3(1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電送すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

平成〇年〇月〇日 00時00分（ただし、郵便による入札の受領期限は、平成〇年〇月〇日 00時00分）〇〇地方建設局〇〇〇（ただし、郵便による入札の提出場所は、〇〇地方建設局総務部契約課）持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

4 その他

(1) (略)

(2) 入札保証金及び契約保証金

① (略)

② 契約保証金納付（保管金の取扱店〇〇〇）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店〇〇〇）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁〇〇地方建設局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
(略)

(別添2) 標準入札説明書例
入冊説明書

〇〇地方整備局の〇〇〇〇業務に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））及び入札公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 手続開始の公示日 令和〇年〇月〇日
入札公示日 令和〇年〇月〇日【入札公示以後にのみ記載する。】
- 2 契約担当官等
支出負担行為担当官〇〇地方整備局長〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇
- 3 業務概要
(1)～(3) (略)
(4) 履行期限 令和〇年〇月〇日 ()
- 4 指名されるために必要な要件
(1) 入札参加者に要求される資格
① (略)
② 〇〇地方整備局における〇〇業務に係る指名競争参加資格の認定を受けていること。
(2) 入札参加者を選定するための基準
〇〇地方整備局建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、保有する技術職員の状況、同種又は類似の業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。
- 5 担当部局
〒〇〇〇〇〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇〇〇〇
地方整備局総務部契約課〇〇係 電話〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇ファクシミリ〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇
- 6 指名競争参加資格の申請の時期及び場所
4(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和〇年〇月〇日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が設計共同体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。
[また、当該者が参加表明書を提出したときに

(別添2) 標準入札説明書例
入冊説明書

〇〇地方建設局の〇〇〇〇業務に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））及び入札公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 手続開始の公示日 平成〇年〇月〇日
入札公示日 平成〇年〇月〇日【入札公示以後にのみ記載する。】
- 2 契約担当官等
支出負担行為担当官〇〇地方建設局長〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇
- 3 業務概要
(1)～(3) (略)
(4) 履行期限 平成〇年〇月〇日 ()
- 4 指名されるために必要な要件
(1) 入札参加者に要求される資格
① (略)
② 〇〇地方建設局における〇〇業務に係る指名競争参加資格の認定を受けていること。
(2) 入札参加者を選定するための基準
〇〇地方建設局建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、保有する技術職員の状況、同種又は類似の業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。
- 5 担当部局
〒〇〇〇〇〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇〇〇〇
地方建設局総務部契約課〇〇係 電話〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇ファクシミリ〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇
- 6 指名競争参加資格の申請の時期及び場所
4(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成〇年〇月〇日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が設計共同体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。
[また、当該者が参加表明書を提出したときに

限り、〇〇地方整備局総務部契約課(〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇市〇〇町〇—〇—〇 電話〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇〇)においても当該指名競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。]

7 参加表明書の提出等

- (1) 本競争の参加希望者は、次に従い、参加表明書を提出しなければならない。支出負担行為担当官は、参加表明書を提出した者の中から競争入札に参加する者を指名する。

次に従い参加表明書を提出することができる者は、参加表明書を提出する時において、4(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定を受けている者とする。なお、令和〇年〇月〇日において当該資格の認定を受けていない者については、後日行う予定の入札公示に示すところに従い参加表明書を提出することができる。

【次に従い参加表明書を提出することができる者は、令和〇年〇月〇日において、4(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定を受けている者とし、現に当該資格の認定を受けていない場合であっても、次に従い参加表明書を提出することができる。この場合においては、参加表明書を提出した者が、開札の時までに当該資格の認定を受けた場合に限り、指名通知をし、又は非指名理由を通知する。参加表明書を提出した者が、競争に参加するためには、開札の時において当該資格の認定を受け、かつ、指名されていない場合ではない。】

[注：入札公示前は下線部を、入札公示以後は【 】を記載する。なお、「令和〇年〇月〇日」については、手続開始の公示の日を記載する。]

なお、受領期間内に参加表明書が提出場所に到達しなかった場合は、指名されない。また、指名されなかった場合には、本競争に参加することはできない。

- ① 【入札公示後の】受領期間：令和〇年〇月〇日（ ）から令和〇年〇月〇日（ ）まで土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで。[注：入札公示前は手続開始の公示に示した参加表明書の受領期限に、入札公示以後は入札公示に示した参加表明書の受領期限に従って記載する。また、【 】は、入札公示以後にのみ記載する。]

②・③ (略)

(2)～(4) (略)

限り、〇〇地方建設局総務部契約課(〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇市〇〇町〇—〇—〇 電話〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇〇)においても当該指名競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。]

7 参加表明書の提出等

- (1) 本競争の参加希望者は、次に従い、参加表明書を提出しなければならない。支出負担行為担当官は、参加表明書を提出した者の中から競争入札に参加する者を指名する。

次に従い参加表明書を提出することができる者は、参加表明書を提出する時において、4(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定を受けている者とする。なお、平成〇年〇月〇日において当該資格の認定を受けていない者については、後日行う予定の入札公示に示すところに従い参加表明書を提出することができる。

【次に従い参加表明書を提出することができる者は、平成〇年〇月〇日において、4(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定を受けていない者とし、現に当該資格の認定を受けていない場合であっても、次に従い参加表明書を提出することができる。この場合においては、参加表明書を提出した者が、開札の時までに当該資格の認定を受けた場合に限り、指名通知をし、又は非指名理由を通知する。参加表明書を提出した者が、競争に参加するためには、開札の時において当該資格の認定を受け、かつ、指名されていない場合ではない。】

[注：入札公示前は下線部を、入札公示以後は【 】を記載する。なお、「平成〇年〇月〇日」については、手続開始の公示の日を記載する。]

なお、受領期間内に参加表明書が提出場所に到達しなかった場合は、指名されない。また、指名されなかった場合には、本競争に参加することはできない。

- ① 【入札公示後の】受領期間：平成〇年〇月〇日（ ）から平成〇年〇月〇日（ ）まで土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで。[注：入札公示前は手続開始の公示に示した参加表明書の受領期限に、入札公示以後は入札公示に示した参加表明書の受領期限に従って記載する。また、【 】は、入札公示以後にのみ記載する。]

②・③ (略)

(2)～(4) (略)

- (5) その他
 ①～④ (略)
 ⑤ 参加表明書に関する問い合わせ先
 (1)、(2)及び(5)に関して……5に同じ。
 (3)及び(4)に関して……〒〇〇〇〇〇〇県
 〇〇市〇〇町〇—〇—〇 〇〇地方整備局
 〇〇部〇〇課〇〇係 電話〇〇〇〇—〇〇
 —〇〇〇〇
- 8 (略)
- 9 入札説明書に対する質問
 (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
 ① 受領期間： 令和〇年〇月〇日（ ）から令和〇年〇月〇日（ ）まで。
 持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで。
 ②・③ (略)
- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
 ① 期間： 令和〇年〇月〇日（ ）から令和〇年〇月〇日（ ）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで。
 ② 場所： 〒〇〇〇〇〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇 〇〇地方整備局〇〇〇〇〇
- 10 入札及び開札の日時及び場所
 (1) 日時： 令和〇年〇月〇日（ ） 午前（午後）〇時〇〇分。（ただし、郵便による入札の受領期限は、令和〇年〇月〇日（ ） 午前（午後）〇時〇〇分）
 (2) 場所： 〒〇〇〇〇〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇 〇〇地方整備局〇〇〇〇（ただし、郵便による入札の提出場所は、〇〇地方整備局総務部契約課）
- 11 (略)
- 12 入札保証金及び契約保証金
 (1) (略)
 (2) 契約保証金納付（保管金の取扱店〇〇〇）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店〇〇〇）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁〇〇地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。「また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、

- (5) その他
 ①～④ (略)
 ⑤ 参加表明書に関する問い合わせ先
 (1)、(2)及び(5)に関して……5に同じ。
 (3)及び(4)に関して……〒〇〇〇〇〇〇県
 〇〇市〇〇町〇—〇—〇 〇〇地方建設局
 〇〇部〇〇課〇〇係 電話〇〇〇〇—〇〇
 —〇〇〇〇
- 8 (略)
- 9 入札説明書に対する質問
 (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
 ① 受領期間： 平成〇年〇月〇日（ ）から平成〇年〇月〇日（ ）まで。
 持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで。
 ②・③ (略)
- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
 ① 期間： 平成〇年〇月〇日（ ）から平成〇年〇月〇日（ ）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで。
 ② 場所： 〒〇〇〇〇〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇 〇〇地方建設局〇〇〇〇〇
- 10 入札及び開札の日時及び場所
 (1) 日時： 平成〇年〇月〇日（ ） 午前（午後）〇時〇〇分。（ただし、郵便による入札の受領期限は、平成〇年〇月〇日（ ） 午前（午後）〇時〇〇分）
 (2) 場所： 〒〇〇〇〇〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇 〇〇地方建設局〇〇〇〇（ただし、郵便による入札の提出場所は、〇〇地方建設局総務部契約課）
- 11 (略)
- 12 入札保証金及び契約保証金
 (1) (略)
 (2) 契約保証金納付（保管金の取扱店〇〇〇）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店〇〇〇）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁〇〇地方建設局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。「また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、

履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。」

(略)

13 (略)

14 入札の無効

手続開始の公示及び入札公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊〇〇地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(略)

15・16 (略)

17 契約書作成の可否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

なお、別冊契約書案における第5条第3項及び第4項の使用を希望する場合は、落札決定後に以下の手続を取るものとする。【受託業務等の特定の歳入財源を前提とした業務、他省庁等からの支出委任業務の場合は記載しない。この場合、別冊契約書案第5条第3項及び第4項の規定は削除される。】

(1) 別冊契約書案第5条第3項及び第4項の使用を希望する落札者は、落札決定の日から2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）にその旨を申し出なければならない。

(2) (1)の申出があった場合、支出負担行為担当官は落札者が契約を確実に履行する体制を有しているか否かを確認する調査を実施するものとする。

(3) 落札者は調査の実施に協力し、落札決定の日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に必要な書類を提出すること。

(4) (2)の調査の結果、業務委託料債権がこの契約の履行以外の目的で使用されるおそれがあると認められるときは、別添契約書案から第5条第3項及び第4項を削除して契約を締結するものとする。

18～21 (略)

22 その他

(1) (略)

(2) 入札参加者は、別冊〇〇地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、〇〇地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。

(

履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。」

(略)

13 (略)

14 入札の無効

手続開始の公示及び入札公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊〇〇地方建設局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(略)

15・16 (略)

17 契約書作成の可否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

18～21 (略)

22 その他

(1) (略)

(2) 入札参加者は、別冊〇〇地方建設局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、〇〇地方建設局競争契約入札心得を遵守すること。

(3)・(4) (略)

<p>3)・(4) (略)</p> <p>(別記様式1)</p> <p style="text-align: center;">参加表明書</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>〇〇<u>地方整備局長</u> 殿</p> <p>(略)</p> <p>令和〇年〇月〇日付けで手続開始の公示 【入札公示】のありました〇〇〇〇業務に係る指名競争に参加を希望します。[注：入札公示前は下線部を、入札公示以後は【 】を記載する。]</p> <p>(略)</p> <p>注) (略)</p> <p>なお、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の<u>料金</u>の切手をはった長3号封筒を参加表明書と併せて提出してください。</p>	<p>(別記様式1)</p> <p style="text-align: center;">参加表明書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>〇〇<u>地方建設局長</u> 殿</p> <p>(略)</p> <p>平成〇年〇月〇日付けで手続開始の公示 【入札公示】のありました〇〇〇〇業務に係る指名競争に参加を希望します。[注：入札公示前は下線部を、入札公示以後は【 】を記載する。]</p> <p>(略)</p> <p>注) (略)</p> <p>なお、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の<u>料金 (430 円)</u>の切手をはった長3号封筒を参加表明書と併せて提出してください。</p>
---	---

2. 「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚発第39号、建設省技調発第170号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
記	記
(別添1) 手続開始の標準公示例 (略) <u>令和〇年〇月〇日</u> (略)	(別添1) 手続開始の標準公示例 (略) <u>平成〇年〇月〇日</u> (略)
1 業務概要 (1)～(2) (略) (3) 履行期限 <u>令和〇年〇月〇日</u>	1 業務概要 (1)～(2) (略) (3) 履行期限 <u>平成〇年〇月〇日</u>
2 指名されるために必要な要件 (1) 入札参加者に要求される資格 ①・② (略) (2) (略)	2 指名されるために必要な要件 (1) 入札参加者に要求される資格 ①・② (略) (2) (略)
3 入札手続等 (1) (略) (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法	3 入札手続等 (1) (略) (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

電子入札システムにより交付する。なお、これにより難しい場合は、(1)に掲げる担当部に照会すること。

(3) (略)

(4) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

令和〇年〇月〇日 00 時 00 分 上記 3 (1) に同じ。持参すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

令和〇年〇月〇日 00 時 00 分 〇〇地方整備局〇〇〇 持参すること。

(別添 2) 標準入札説明書例

(略)

1. 手続開始の公示日 令和〇年〇月〇日

2. (略)

3. 業務概要

(1)～(3) (略)

(4) 履行期限 令和〇年〇月〇日 ()

4. 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

①・② (略)

(2) (略)

5. (略)

6. 参加表明書の提出等

(1) (略)

① 受領期間： 令和〇年〇月〇日 () から 令和〇年〇月〇日 () まで土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで。

②・③ (略)

(2)～(5) (略)

7. (略)

8. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 受領期間： 令和〇年〇月〇日 () から 令和〇年〇月〇日 () まで。

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで。

②・③ (略)

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり関

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで

電子入札システムにより交付する。なお、これにより難しい場合は、(1)に掲げる担当部に照会すること。

(3) (略)

(4) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

平成〇年〇月〇日 00 時 00 分 上記 3 (1) に同じ。持参すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

平成〇年〇月〇日 00 時 00 分 〇〇地方整備局〇〇〇 持参すること。

(別添 2) 標準入札説明書例

(略)

1. 手続開始の公示日 平成〇年〇月〇日

2. (略)

3. 業務概要

(1)～(3) (略)

(4) 履行期限 平成〇年〇月〇日 ()

4. 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

①・② (略)

(2) (略)

5. (略)

6. 参加表明書の提出等

(1) (略)

① 受領期間： 平成〇年〇月〇日 () から 平成〇年〇月〇日 () まで土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで。

②・③ (略)

(2)～(5) (略)

7. (略)

8. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 受領期間： 平成〇年〇月〇日 () から 平成〇年〇月〇日 () まで。

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで。

②・③ (略)

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり関

覧に供する。

① 期間：令和○年○月○日（ ）から令和○年○月○日（ ）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

② (略)

9 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時：令和○年○月○日（ ）午前（午後）○時○分。

(2)・(3) (略)

10. ～15. (略)

16. 契約書作成の可否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

なお、別冊契約書案における第5条第3項及び第4項の使用を希望する場合は、落札決定後に以下の手続を取るものとする。【受託業務等の特定の歳入財源を前提とした業務、他省庁等からの支出委任業務の場合は記載しない。この場合、別冊契約書案第5条第3項及び第4項の規定を削除する。】

(1) 別冊契約書第5条第3項及び第4項の使用を希望する落札者は、落札決定の日から2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）にその旨を申し出なければならない。

(2) (1)の申出があった場合、支出負担行為担当官は落札者が契約を確実に履行する体制を有しているか否かを確認する調査を実施するものとする。

(3) 落札者は調査の実施に協力し、落札決定の日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に必要な書類を提出すること。

(4) (2)の調査の結果、業務委託料債権がこの契約の履行以外の目的で使用されるおそれがあると認められるときは、別冊契約書案から第5条第3項及び第4項を削除して契約を締結するものとする。

17. ～21. (略)

(別記様式1)

参加表明書

令和 年 月 日

(略)

令和○年○月○日付けで手続開始の公示のありました○○○○業務に係る指名競争に参加を希望します。

(略)

覧に供する。

① 期間：平成○年○月○日（ ）から平成○年○月○日（ ）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

② (略)

9 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時：平成○年○月○日（ ）午前（午後）○時○分。

(2)・(3) (略)

10. ～15. (略)

16. 契約書作成の可否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

17. ～21. (略)

(別記様式1)

参加表明書

平成 年 月 日

(略)

平成○年○月○日付けで手続開始の公示のありました○○○○業務に係る指名競争に参加を希望します。

(略)

注) (略)

なお、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手をはった長3号封筒を参加表明書と併せて提出してください。

注) (略)

なお、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(430円)の切手をはった長3号封筒を参加表明書と併せて提出してください。

附 則

この通知は、令和2年4月1日以降に入札契約手続を開始する業務から適用する。